

届出対象・内容

- ①景観法に基づく景観計画区域を市域全域としている。
 - ②大通地区、札幌駅前通北街区地区、札幌駅南口地区、札幌駅北口地区を景観計画重点区域としている。
 - ③公共建築物等については届出対象ではないが、通知対象としている。
- ・これらの区域で下記の届出対象行為・規模に該当する場合は、工事に着手する30日前までに届出が必要となる。

現状の主な届出取組

① 大規模建築物等の景観誘導

② 重点区域の景観誘導

③ 公共建築物の通知手続き

見直しの方向性

都市の成熟期において、都市景観（ヒト/コト/モノ）を構成する要素を幅広くとらえ、これらの**コーディネート・マネジメント**を通じ、**能動的・創造的**に、都市の魅力・活力を向上させるための施策

課題

届出制度	<ul style="list-style-type: none"> 申請者（設計者やディベロッパー）と札幌市の閉ざされた協議となっている 協議をより魅力的な街並み形成へ繋げたい 届出協議が形骸化しやすい アクセント基準等、行為の制限では定量、定性的な制限が混在しており協議しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が何らかの形で関与する可能性（開かれた制度） 届出者の景観に対する一層の理解
大規模建築物	<ul style="list-style-type: none"> 届出対象外の物件でも景観に大きく影響を与える場合がある 画一的な基準であり、地域に個性が生まれにくい 特に賃貸物件は経済性を優先することが多く、外構計画等が検討されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 届出対象の見直し 地域の個性（大事にしたいこと）の事前明示
重点区域	<ul style="list-style-type: none"> 周辺状況の作図・分析にまで踏み込んだカルテの作成事例が少ない 携帯アンテナ支柱など不可視なものが届出対象となっている 新たな広告技術（投影型等）による掲出方法への対応が定まっていない 	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりと連携が必要なため次回以降の検討
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> 計画の初期段階（事業費決定前）からの協議が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成に対する先導性の向上 協議の時期等の改善